

マイナンバーカードを健康保険証として使うには

1

読み取り

マイナンバーカードをカードリーダーに入れてください

※カードリーダーには複数の種類があります



2

本人確認

顔認証または暗証番号のどちらかを選んでください

顔認証の場合

画面の枠に顔が収まるようにすると自動的に撮影されます。



または

暗証番号の場合

カード申請時に設定した4桁の暗証番号を入力します。

暗証番号の入力



3

同意取得

医師・薬剤師に提供する情報を選んでください

①過去の診療/薬剤情報

過去の診療、処方された薬の情報を医師・薬剤師に提供します。

お薬情報に関する
情報提供の同意に
ついて

同意する

同意しない

②特定健診情報

メタボ健診（40～74歳）や高齢者健診（75歳以上）の結果を提供します。

40歳以上対象
特定健診情報の提供
について

同意する

同意しない・40歳未満

4

受付完了

受付が完了します。カードをカードリーダーからお取りください

高額療養費制度※をご利用される方は、カードを取らずに限度額情報を「提供する」を押してください。窓口で限度額以上の支払いが不要になります。

※高額療養費制度について詳しくは裏面をご覧ください

限度額情報を
提供しますか

提供する

提供しない

マイナ保険証を使うとどんな良いことがあるの？

メリット
1

より良い医療を受けることができます

医療機関・薬局を受診した際に、診療/薬剤の情報や特定健診等の結果の提供に同意すると、医師や薬剤師からご自身の情報に基づいた総合的な診断や重複する投薬を回避した適切な処方を受けることができます。

メリット
2

窓口で限度額以上の支払いが不要になります（高額療養費制度）

高額な医療費が発生する場合でも、マイナンバーカードを健康保険証として使うことで、医療機関の窓口で高額な医療費を一時的に自己負担したり、書類申請手続きをする必要がなくなります。

自己負担限度額

※所得に応じて異なります

自己負担

支払不要

高額療養費として
健康保険組合等が支給

窓口負担（例：3割負担）

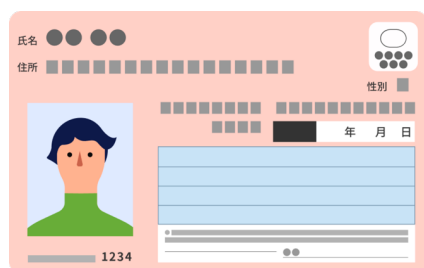
メリット
3

引越や、就職・転職の後もそのまま健康保険証として使えます

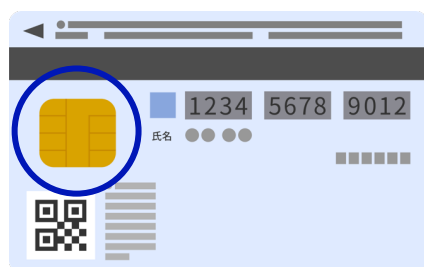
転職や転居等による健康保険証の切り替え更新が不要です。

※新しい保険者へ加入の場合は手続きが必要です。

マイナンバーカードを安心してお使いいただくために



マイナンバーが他人に見られたとしても、他人が本人になりすまして手続きを行うことはできません。個人情報の保護には十分な安全対策が講じられていますので、安心して利用できます。



マイナンバーカードを健康保険証として利用する場合においても、カードおよびICチップに個人情報・医療情報は含まれません。そのため、キャッシュカードのように持ち歩いても問題はありませんが、暗証番号は別で管理をしてください。また紛失した場合は、速やかに下記フリーダイヤルにお電話いただき、一時停止手続きをしてください。

⚠️ ご注意ください！

**本年12月2日 から
現行の健康保険証は
発行されなくなります**

※12月2日時点で有効な保険証は最大1年間有効です

**マイナンバーカード
をご利用ください**

今回お持ちでない方は次回ご持参ください



マイナンバーカードの保険証利用登録がまだの方

➡️ 利用登録は窓口（カードリーダー）でできます

よくあるご質問

Q だれがマイナンバーカードを作れるの？

A 2015年10月5日以降に一度でも日本国内に住民登録されたことのある日本国籍者で、現在日本国内に住民登録のない国外転出者です。



Q 以前に返納して還付されたマイナンバーカードは再度利用できるの？

A 返納したマイナンバーカードは再度有効化することは出来ませんので、改めて申請をしてください。



Q 海外で取得したマイナンバーカードは帰国しても日本で使えるの？

A 日本国内の市町村に転入届とあわせてマイナンバーカードの記載事項変更の申出を行うことで国内でも引き続き利用できることになります。



Q 在外公館への在留届の提出は不要になるの？

A 在留届は引き続き管轄の在外公館に提出が必要です。

在留届については ▼

Q で検索することも可能です。

マイナンバーカードには国外の住所は書かれません。

お問い合わせ

カードに関するご質問・詳しい情報



国外転出者向けマイナンバーカードホームページ

<https://www.kojinbango-card.go.jp/apprec/abroad/>

カード紛失時のご連絡
(24時間対応)

マイナ
03-6734-0170

海外からのマイナンバーカード申請方法

1 申請

方法① 在外公館・市町村の窓口で提出

申請書類に必要事項を記入し、顔写真を貼って窓口へ提出。在外公館、本籍地市町村、一時帰国先の市町村のいずれでも提出できます。

方法② 本籍地市町村に郵送

申請書類に必要事項を記入し、顔写真を貼って郵送。

交付申請書のダウンロード先

交付申請書については、下記のURLまたは、QRコードから入手することができます。

<https://www.kojinbango-card.go.jp/apprec/abroad/procedure/format/>



2 受取

① メールが届く

概ね2ヶ月ほどで交付準備ができた旨の連絡がメールで届きます。

② 受取場所へ行く

交付申請書に記載した受取場所に、受け取りに必要な本人確認書類等をお持ちになり、案内された期限までに交付場所に本人がお越しください。受取場所は、在外公館、本籍地市町村、一時帰国先の市町村の中から選ぶことができます。

海外でも

マイナンバー カードが作れます

2024年 5/27 から

マイナンバーカード 国外利用が始まります！



マイナンバー
カードキャラクター

デジタル庁

総務省
Ministry of Internal Affairs and Communications

外務省
Ministry of Foreign Affairs of Japan

〔 交付申請書 〕

【利用者証明用電子証明書、住民基本台帳用、
券面事項入力補助用の暗証番号】
数字4桁（3つの暗証番号は共通にすることが可能です。）

〔 暗証番号設定依頼書 〕

手続終了後にお返ししたマイナンバーカードは、引き続き海外でもご利用できます。

公金受取口座は本人口座の登録をお願いします！



給付金などを受け取るための預貯金口座（公金受取口座）を1人につき1口座、あらかじめデジタル庁に登録する制度です。

給付金などの際に本人以外に振り込むことができないので
給付の遅れにつながってしまう可能性があるためです。



マイナちゃんの
マイナンバー



マイナちゃんの
預貯金口座

紐づけ



マイナちゃんの
マイナンバー



マイナパパの
預貯金口座

紐づけ



マイナンバーカードとマイナポータルを利用して、登録している口座の確認と、変更を行うことができます。

用意するもの



マイナンバー
カード



本人名義の
預貯金口座



マイナンバーカード読取に
対応したスマートフォン



マイナポータルアプリの
インストール

①マイナポータルにログイン



②公金受取口座の登録・変更をクリック



③登録状況を確認



本人以外の口座が表示されていたり、表示されている口座を変更する場合は「口座情報を変更する」を押してね

詳しくは

公金受取口座 変更

検索

または



※QRコードは株式会社デンソーウェーブの商標登録です



スマホ用電子証明書搭載サービス

2023年5月11日より まずはAndroidから!



- あなたのマイナンバーカードのICチップに格納されている署名用電子証明書を使って、あなたのスマホに、新たにスマホ用電子証明書を搭載するサービスです。
- マイナンバーカードなしで、スマホだけで、様々なサービスの利用や申込ができるようになります。

※搭載できる
スマホ一覧はこちら



- これまでマイナンバーカードの電子証明書を使わないと受けられなかったサービスが、順次、あなたのスマホだけで利用できるようになります。

こんなことがあなたのスマホだけでできちゃう!

① マイナポータル利用

オンライン申請ができる!

自己情報が閲覧できる!

お知らせが届く!



子育て支援



引っ越し



確定申告
(2024年度より)



薬剤・健診情報



母子健康手帳



行政機関からの
お知らせ・各種証明書

② 各種民間オンラインサービスの 申込・利用 (5月11日より順次対応予定)

③ コンビニ交付サービスの 利用 (2023年対応予定)

④ 健康保険証としての 利用 (2024年度対応予定)



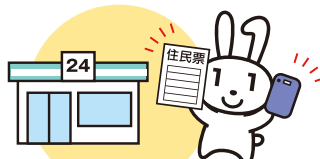
銀行・証券
口座開設



携帯電話の
契約



キャッシュレス
決済申込



他にも、順次、さまざまなサービス利用ができるようになります!

お申し込みはカンタン!

STEP 1

お手元に
・マイナンバーカード
・マイナンバーカードの署名用電子証明書のパスワード
(6桁～16桁の英数字)
・マイナンバーカード読取に対応したスマートフォン
をご用意ください。



STEP 2

・あなたのスマホに、マイナポータルアプリをダウンロードし、起動して下さい。

マイナポータルとは?

マイナポータルとは、子育てや介護をはじめとする行政手続の検索やオンライン申請がワンストップできたり、行政からのお知らせを受け取ることができる自分専用のサイトです。

<https://myna.go.jp>



STEP 3

・あなたのスマホがスマホ用電子証明書の搭載に対応していた場合、申し込みができる旨が表示されます。画面の指示に従い、お申し込みに進んでください。
※搭載に対応していない場合は表示されません。マイナンバーカードを利用し、マイナポータルはじめ各種サービスをご利用ください。

マイナポータルアプリでスマホ用電子証明書を登録している方へ

スマホ用電子証明書の 失効手続・一時利用停止 のお願い

スマートフォンの利用をやめるときは、**ご利用者様ご自身による**
スマホ用電子証明書の失効手続または一時利用停止が必要です。

※法律によりご自身で失効手続を行うことが義務付けられています。販売店舗などのスタッフの方が代行することはできません。

失効手続が必要なとき

スマートフォンを
下取・買取
に出すとき



スマートフォンを
回収・廃棄
してもらうとき

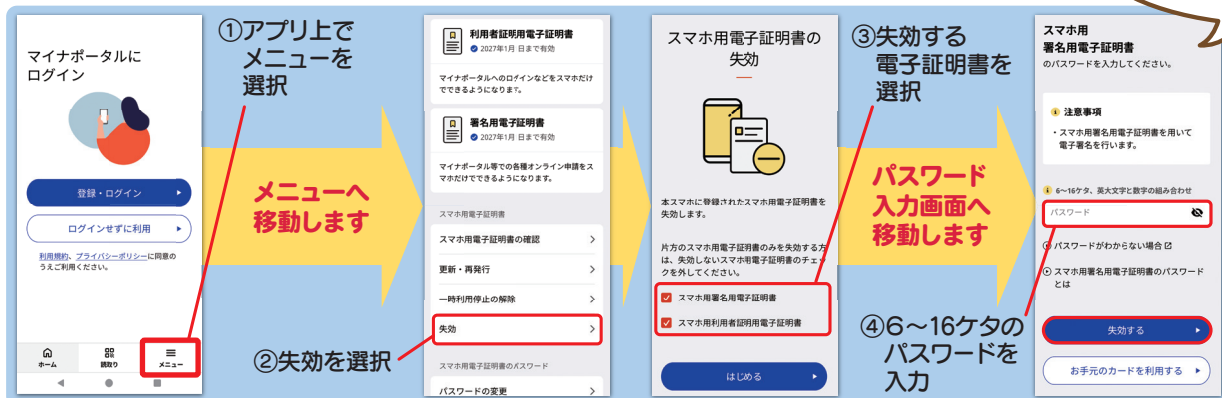


スマートフォンを
修理
に出すとき



失効手続の手順

それまで利用していたスマートフォンで**マイナポータルアプリ**を開き、
失効手続を行ってください。スマホ用電子証明書が無効になります。



パスワード忘れや
端末操作ができない場合は
マイナンバー総合フリーダイヤル
に対処方法をお問い合わせ
ください

マイナポータル
アプリの
操作マニュアルは
こちら



再度スマホ用電子証明書を利用する場合は、マイナポータルアプリから利用手続を行ってください。

一時利用停止が必要なとき

スマートフォンを
紛失
したとき



スマートフォンが
盗難
にあったとき



一時利用停止の手順

マイナンバー総合フリーダイヤルに連絡し、スマホ用電子証明書の一時利用停止をしてください。
一時的にスマホ用電子証明書が無効になります。

一時利用停止後、スマートフォンが手元に帰ってこない場合には、マイナポータルアプリの操作マニュアルをご参照いただき、失効手続を行ってください。

デジタル庁 総務省

スマホ用電子証明書について不明点がある場合、販売店舗などのスタッフの方では対応できませんので、
マイナンバー総合フリーダイヤルへお問い合わせください。

マイナンバー総合
フリーダイヤル

0120-95-0178

平日 9:30～20:00
土日祝 9:30～17:30

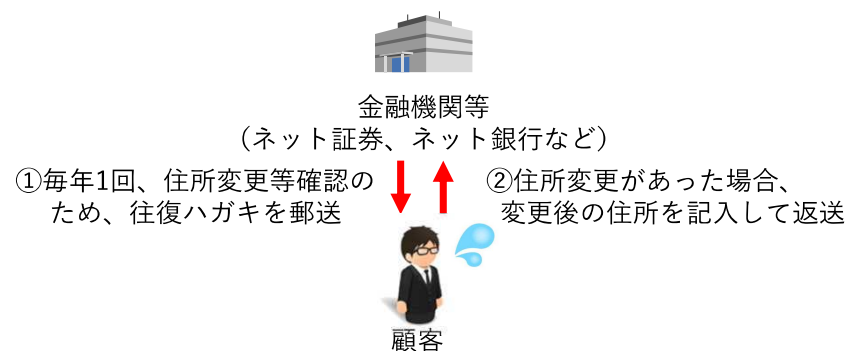
〈メニュー番号〉一時利用停止について▶② / その他失効手続等のお問合せについて▶④
スマートフォンの紛失、盗難などによる一時利用停止については、24時間365日受け付けます。

公的個人認証サービスを利用した最新の利用者情報（4情報）提供サービス

金融機関等が、顧客申し込み等の際に、公的個人認証サービスを利用して本人確認を行う場合には、同意を得ることにより顧客の変更後の住所等*を国の機関（J-LIS）から入手することができる（※住所、氏名、生年月日、性別の4情報）

サービス活用前

住所等変更確認のために、金融機関等事業者は
1年に1度程度 郵送で顧客に確認し、顧客情報を最新化する



- ・ 顧客の住所等変更のタイミングがすぐにわからない
- ・ 必ず返信が来るとは限らない
- ・ 郵送費がかかる
- ・ 顧客は、ハガキへの記入、返信が手間

サービス活用後

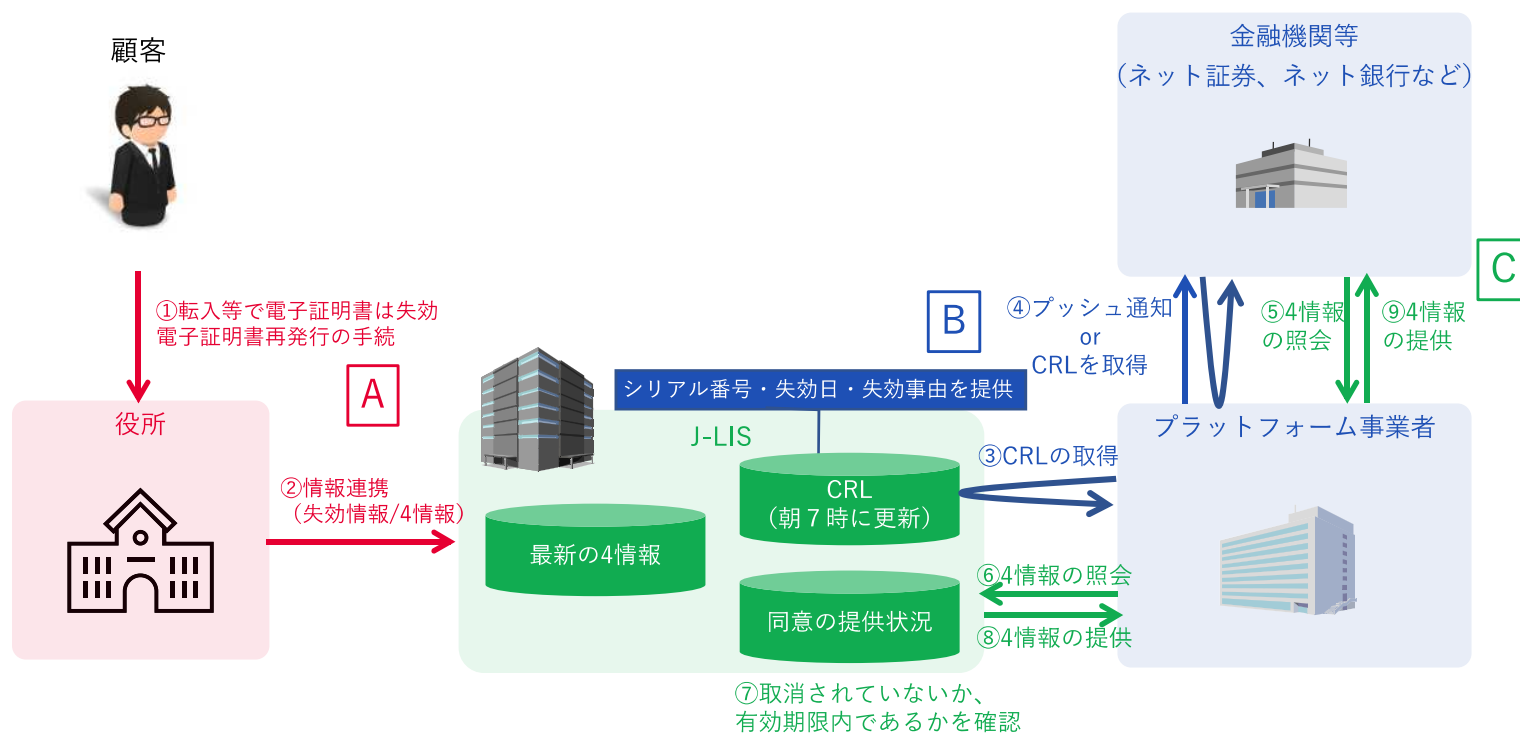
住所等変更確認のために、金融機関等事業者は
いつでも オンラインで顧客情報を最新化できる



- ・ 金融機関は顧客が住所等変更を行うとすぐにわかる
- ・ いつでも照会できる
- ・ 往復はがきでのやり取りが不要になる
- ・ 顧客は、ハガキへの記入、返信の手間がなくなる

■ 利用者の住所異動から金融機関等が最新の4情報を取得するまでの流れ

- (下図A) 顧客が、マイナンバーカードの電子証明書の再発行を行った場合、4情報がJ-LISに連携される
- (下図B) プラットフォーム事業者は、毎日作成されるCRL(失効リスト)をJ-LISから入手可能であり、これを活用することで、金融機関等は、住所等変更がある顧客を把握することが可能となる
- (下図C) 金融機関等は、個別に顧客の4情報をプラットフォーム事業者に照会し、J-LISを介して最新の4情報を入手することができる



• CRL提供方式とは
CRL (=Certificate Revocation List) 提供方式とは、失効リスト提供方式ともいい、一定の範囲の利用者に係る失効情報を定期的(1日1回等)にまとめて提供する方法

• OCSPレスポンス方式とは
OCSP (=Online Certificate Status Protocol) レスポンス方式とは、特定の電子証明書の照会について、応答用のサーバから当該電子証明書が失効しているかどうか個別に回答する方式(左図⑥⑦⑧の一連の流れ)